

## 暮らし

## 新聞購読契約のトラブルに注意!

～強引な勧誘で仕方なく契約するケースも～

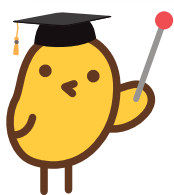
新聞の契約トラブルでは、販売員から強引な勧誘を受け、必要のない購読契約をしてしまったというような相談が寄せられています。春は進学や就職で生活環境が変化する方も多く、購読の勧誘を受けることも多いと思います。契約に際しては、本当に必要かどうかをよく考え、契約期間・内容を確認するなど、慎重に検討し、トラブルを未然に防ぎましょう。

## 相談事例

- 新聞販売員が突然来訪し、「人助けだと思って契約してほしい。」「景品もたくさんつける。」としつこく勧誘された上、商品券や洗剤などの景品を強引に渡された。仕方なく契約してしまったが、やめたい。
- 別居の高齢の母がよく分からないまま、数年先からの購読契約をしたようだ。母に購読の意思はなく、以前から取っている別の新聞もあるため解約したい。
- 一人暮らしを始めた未成年の息子が、数カ月前に新聞購読の強引な勧誘を受け、断り切れずに契約した。販売店に「解約したい。」と申し出ても、受け入れられない。どうしたらよいか。



## アドバイス



[あいち暮らしWEB  
キャラクター ピッピ]

- 購読契約の勧誘を受けた際は、景品等に惑わされず、必要がなければきっぱりと断りましょう!
- 契約を検討する際には、契約期間等をしっかり確認しましょう!

契約をする場合は、契約期間終了まで購読できるかどうかを十分検討し、長期の契約や数年先の契約は避けるようにしましょう。また、勧誘時の説明内容と契約内容が一致しているかを契約書面で十分確認し、契約書の控えは保管しておきましょう。

## ●家族等、周囲の見守りで、高齢者のトラブルを防ぎましょう!

高齢者が望まない契約をしていないか、日頃から周りの人が気を付けましょう。

## ●クーリング・オフができます!

訪問販売で契約した場合は、法律で定められた契約書面等を受け取った日を含めて8日間は、クーリング・オフすることができます。

## ●トラブルに遭った場合は、消費生活相談窓口へ早めに相談しましょう!

クーリング・オフ期間が過ぎていても勧誘に問題がある場合などは、解約できることもありますので、早めに相談しましょう。

# インターネット通販で購入した商品の事故に注意!

インターネットの発達に伴い、国内・国外を問わず、インターネット通販を利用して手軽に様々な商品を購入することができるようになりました。

しかし、その反面、「代金を支払ったものの、注文した商品が届かない。」「届いた商品がブランドものの偽物だった。」というトラブルに遭うことも多いです。また、「購入した商品を使用して健康被害に遭う。」「事故を起こし、重篤な状況に陥る。」といった身体的な被害事例も実際に発生しています。

インターネット通販を利用して商品を購入するときは、以下の点に注意しましょう!

- 1 インターネット通販事業者の連絡先を確認し、記録に残しておく。
- 2 サプリメントなど、自分の体に合わないと思ったら、使用を中止する。
- 3 安全に関する説明書をしっかり読む。
- 4 リコール対象製品になっていないか、確認する。
- 5 トラブルが生じた場合には、最寄りの消費生活センターに相談する。



【県民文化部県民生活課】

# キャッシュカードを騙しとる詐欺にご注意!!

どんな手口?

1 犯人が、警察官、家電量販店、百貨店などをかたり「あなたのカードが使われている。」「偽造されているかもしれない。」と電話を掛けてきて不安をあおる。



2 その後、金融機関などをかたる別の犯人が「このままでは預金が引き出される。」「すぐにキャッシュカードを作り替える手続きをする。」「手続きに暗証番号が必要。」などと言葉巧みに暗証番号を聞き出す。



3 ②の犯人が「近くにいる職員に古いカードを回収させる。」と言い、電話の際中、職員に扮するカード受け取り役の犯人が自宅まで来てキャッシュカードを騙しとり、ATMで現金を引き出す。



対策は?

絶対に  
キャッシュカードを  
渡さない!

絶対に  
暗証番号を  
教えない!



【コノハけいぶ】

警察からの  
お願い

「カードが使われている」との電話を受けた時、すでに受け取り役の犯人が、あなたの  
お住まいの地域に潜んでいます。すぐに電話を切り、110番通報をお願いします。

不審な電話を受けた時は、  
警察専用電話「#9110」にご相談ください!

【県警本部生活安全総務課】





【消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤヤン」】

# 平成30年度 愛知県・消費者行政新未来創造オフィス 消費者教育推進フォーラムを開催しました!



【あい暮らしWEB  
キャラクター ピンピ】

H30.11.22 開催

愛知県では、毎年「消費者教育研究校」を指定し消費者教育の実践授業を行うほか、その成果を「消費者教育推進フォーラム」を通じ広く紹介することで、学校現場等における実践的な消費者教育を支援しています。

今年度は、そうした取組に加え、成年年齢引下げを見据えた消費者教育のあり方について考えるため、消費者庁との共催により開催しました。

## 【消費者庁からの報告】

本フォーラムでは日下部消費者庁参事官(当時)が「消費者行政新未来創造オフィス」の活動について報告した後、鳴門教育大学大学院の坂本准教授が「民法改正を踏まえた若年者への消費者教育のあり方について」と題した基調講演を行いました。引き続き行われたパネルディスカッションでは、徳島県及び愛知県の高専教員からの消費者教育教材「社会への扉」の活用例などの実践報告を基に、これからの若年者への消費者教育のあり方について活発な意見交換が行われました。



## 【坂本准教授による基調講演】



消費者教育教材「社会への扉」を活用した消費者教育の実証結果として、契約等に関する知識や意識が向上することが紹介されました。また、成年年齢の引下げを見据え、「契約に関する知識を深めるとともに、契約に伴う責任を理解することが重要である。」と述べられました。

また、これからの消費者教育には、「持続可能な社会の実現に向けて、多面的に考え、主体的に判断・行動する力を身に付けさせ、積極的な社会参加を促すことで、世界が直面する様々な課題を克服することのできる消費者を育成する視点が必要である。」と述べられました。

愛知県では、本フォーラムの内容を踏まえ、今後も実践的な消費者教育の推進に取り組んでまいります。

【県民文化部県民生活課】

## さんまるいちまる 宴会時の食べ残しを減らす「3010運動」を実践しましょう!!



「3010運動」とは、宴会時の食べ残しを減らすため、

〈乾杯後30分間〉は、  
席を立たずに料理を  
楽しみましょう!

〈お開き10分前〉になったら、  
自分の席に戻って、  
再度料理を楽しみましょう!

と呼びかけて、食品ロス(まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品)の削減を図る運動です。

これから、歓送迎会など宴会が多くなるシーズンです。

一人ひとりが「もったいない」を心がけ、楽しく美味しい宴会にしましょう。

【環境部資源循環推進課】

# 食中毒に注意しましょう!

食中毒は、年間を通して発生しますが、特に冬は、ノロウイルスによる食中毒が多く発生します。ノロウイルスによる食中毒は、主に人の手から食品へウイルスがうつることにより発生しています。

食中毒を起こさないためにも、**食中毒予防の3原則「つけない」「増やさない」「やっつける」**プラス「**持ち込まない**」を守りましょう!

- ① つけない(手洗い・清潔な取扱い)
- ② 増やさない(早く食べる・すぐ冷やす)
- ③ やっつける(加熱・消毒)
- ④ 持ち込まない(健康状態の把握や管理)

- ノロウイルス食中毒の詳細については、下記Webページをご覧ください。  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000006021.html>
- 食中毒予防の基本は手洗いです。「あわあわゴッシーのうた(手洗いの歌)」に合わせて楽しい正しい手洗いを身につけて、食中毒を予防しましょう!  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000022473.html>



【手洗い犬ゴッシー】 【健康福祉部保健医療局生活衛生課】

# 食品添加物について知ろう!

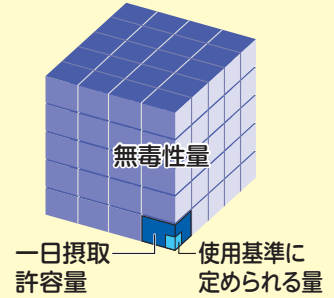
食品添加物とは、食品の製造や加工をする時や、保存等の目的のために使われ、便利で豊かな食生活を送るために必要不可欠なものです。

添加物は、使っても良いものが決められています。さらにそれぞれ使っても良い量(使用基準に定められる量)も決められています。これは、動物の健康に悪影響を与えない最も多い量(無毒性量)の1/100の量を、毎日食べ続けても安全な量(一日摂取許容量)とし、さらにこの量よりもずっと少なくなるように設定されていて、安全性に問題ないことが確認されています。

また、添加物を使用した場合には、表示をしなくてはなりません。例えば、豆腐を固めるために使う「[にがり]」は添加物ですので、これが使われている商品の表示には「塩化マグネシウム」のように原則としてその物質名が記載されています。このように、消費者の商品の選択の際の参考となるような仕組みとなっていますので、購入するときの参考にしてください。

- 表示の方法について詳しく知りたい方は、下記Webページをご覧ください。  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/hyoutji-eisei.html#3>

【使用基準に定められる量のイメージ図】



【健康福祉部保健医療局生活衛生課】

# ガスを使うときには、必ず換気をしましょう!

閉め切った部屋でガス機器を使い続けると、不完全燃焼により一酸化炭素が発生します。

一酸化炭素中毒事故を起こさないために、ガス機器を使う時は換気扇を回したり、こまめに窓を開けるなど、必ず換気をしましょう。

## 一酸化炭素中毒(CO中毒)とは

ガスの不完全燃焼によって生じる無色・無臭の有毒な気体(一酸化炭素)を吸って起こる中毒です。  
重症になると死に至ることもあります。



【防災局消防保安課】

## 消費生活相談窓口のご案内

トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください

お住まいの市町村又は県で消費生活相談をお受けしています。

### 愛知県の消費生活相談窓口

消費者ホットライン **☎188** (いやや!)

■愛知県消費生活総合センター  
☎(052)962-0999

※身近な消費生活相談窓口につながります。



危険です!ながらスマホ

発行/愛知県県民文化部県民生活課

〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

\*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。

・発行月/平成31年2月